

佐久水道企業団要領第1号

佐久水道企業団工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、佐久水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する工事の成績評定に必要な事項を定め、厳正かつ適確な評定の実施を図り、もって請負者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、原則として企業団が発注する工事等で1件の請負金額が250万円以上のものを対象とする。ただし、企業長が必要であると認める場合には、250万円未満の工事等についても、評定することができるものとする。

(評定者)

第3条 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、佐久水道企業団契約規程（昭和45年規程第4号）第58条で規定された検査員とする。

(評定の方法)

第4条 評定は、工事ごとに行うものとする。

2 評定は、工事の監督又は検査により確認した事項について、評定者が適確かつ公正に行うものとする。

(1) 評定は、工事期間を通した総合評定とする。

(2) 出来形(中間)検査員は、実施の都度各考査点を記入する。

(3) 完成検査員は、竣工の各考査点を記入し、評定点合計を記入する。

(4) 掘削、床掘等のみを施工する工事等で品質項目だけが評定できない場合は、品質考査点の加減点を±0点で処理する。

3 評定は、検査時点の状態を対象とし、従前の手直し等は考慮しない。また、検査の結果、手直し等が生じた場合は、手直し等の処置をする前の状態を対象として評定する。

(評定の基準)

第5条 工事成績評定表（様式第1号。以下「評定表」という。）の考査項目の採点については、工事成績採点表の考査項目別運用表(別表1)及び工事成績総合評価標準(別表2)を使用するものとする。

(評定の区分)

第6条 評定表の検査成績欄には、評定点合計と次の区分を記入する。

A(80点以上)・B(75～79点)・C(65～74点)・D(60～64点)・E(59点以下)

(評定表の提出)

第7条 評定表は、検査結果報告時に添付するものとする。

(評定結果の通知)

第8条 企業長は、評定者から評定表の提出があったときは、遅滞なく当該工事の請負者に対して、評定の結果を工事成績評定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(説明請求書等)

第9条 前条により通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、企業長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 企業長は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

(評定の修正)

第10条 企業長は、評定の結果を通知した後、評定を修正すべきと認める場合は、評定を修正し、その結果を当該工事の請負者に通知するものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

工 事 成 績 評 定 表

年 月 日

工 事 番 号		第 号		工 事 名				請 負 金 額 (最 終)				円											
請 負 者 名		工 期				年 月 日～ 年 月 日				完 成 年 月 日													
考 査 項 目		監 督 員					副 監 督 員					検 査 員(出来形、中間)					検 査 員(完成)						
		氏名 ㊤					氏名 ㊤					氏名 ㊤					氏名 ㊤						
項 目	細 別	割増 (※3)	a	b	c	d	e	割増 (※3)	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e
1 施工体制	(1)施工体制一般	+10	+2.5	+1.5	0	-5	-10	+10	+2.5	+1.5	0	-5	-10										
	(2)現場代理人		+5	+2.5	0	-5	-10		+5	+2.5	0	-5	-10										
	(3)主任技術者		+2.5	+1.5	0	-5	-10		+2.5	+1.5	0	-5	-10										
2 施工状況	(1)施工状況一般	+7.5	+2.5	+1.5	0	-5	-10	+7.5	+2.5	+1.5	0	-5	-10	+5.0	+2.5	0	-5	-10	+5.0	+2.5	0	-5	-10
	(2)工程管理	+5.0	+2.5	+1.5	0	-5	-10	+5.0	+2.5	+1.5	0	-5	-10										
	(3)安全対策		+5	+2.5	0	-5	-10		+5	+2.5	0	-5	-10										
	(4)対外関係	+2.5	+5	+2.5	0	-5	-10	+2.5	+5	+2.5	0	-5	-10										
3 出来形及び品質	(1)出来形	±0						±0						+10	+5	0	-10	-20	+10	+5	0	-10	-20
	(2)品質														+10	+5	0	-10	-20	+10	+5	0	-10
4 出来ばえ	(1)出来ばえ													+10	+5	0	-10	—	+10	+5	0	-10	—
加減点合計(1+2+3+4)		± 点					± 点					± 点					± 点						
評 定 点(※1)		点					点					点					点						
評 定 点 計(※2)		点					点					点					点						
所 見(※4)		監督員										検査員											

※1 評定点：基本点数65点に加減点合計（割増及びa～eの加減点）を加算して算出するものとする。
 ※2 評定点計：出来形、中間検査の場合の配分率 {監督員×0.5+中間検査員×0.2} ÷0.7(小数1位を四捨五入し整数とする。)
 出来形、中間検査があった場合の配分率 監督員×0.4+副監督員×0.1+中間検査員×0.2+完成検査員×0.3(小数1位を四捨五入し整数とする。)
 出来形、中間検査がなかった場合の配分率 監督員×0.4+副監督員×0.1+完成検査員×0.5=評定点合計(小数1位を四捨五入し整数とする。)
 ※3 割増は、別表1（工事施行環境・施行環境による割増）の条件に該当する項目があれば、監督員の評定点に加点する。
 ※4 所見は、ランクA又はEを評定した場合は必ず記入するものとする。

検 査 成 績	
評 定 点 合 計	点
ラ ン ク	_____

様式第2号

年 月 日

契約の相手方
所在地
称号又は名称
代表者氏名 様

佐久水道企業団
企業長 ⑩

工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した工事について、佐久水道企業団工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

1 工 事 名	工事
2 工 期	年 月 日～ 年 月 日
3 竣工検査年月日	年 月 日
4 評 定 点	_____点

なお、評定の結果に疑問があるときは、その疑問の旨を付してこの通知を受けた日から起算して14日(休日を含む。)以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の書面の郵送先及び手続等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

送付先及び手続等 の問合せ先	〒385-0054 長野県佐久市跡部101 佐久水道企業団 課 係 TEL 0267-62-1290 (代表)
-------------------	--

工事成績採点表の考査項目別運用表

考査項目	種 別	a	b	c	d	e
1 施工体制	(1)施工体制 一般	○施工体制又は施工管理体制が万全であり、適材適所に人員が配置され、責任と権限が明確化されている等、体制の確立に優れている。	○aに至らないがaに近い場合 <div style="border: 1px dotted black; padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 諸法令の遵守 ・ 工事標識及び設置状況 ・ 施工計画の整合性 ・ 緊急連絡表の掲示 ・ 下請体制台帳整備 ・ 検査体制の確立 </div>	○他の事項に該当しない場合	○施工計画書、施工体制台帳又は施工体系図に不備があった、若しくは現場の施工体制と不一致であったため、監督職員から文書により改善するよう指示を行った。 ○施工体制又は施工管理体制が不十分であるため、文書により改善指導を行った。 ○宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があった。	○入札前に申請した配置予定技術者を正当な理由なしに配置しなかった。 ○入札前に申請した工事实績等が虚偽であった事実が判明した。 ○建設業法(昭和24年法律第100号)に違反する一括下請けに該当する事実が判明した。 ○監督職員からの文書による改善指示に従わない。 ○出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。 ○承諾なしに権利義務等の第三者譲渡又は承認を行った。 ○その他契約図書に基づく施工上の義務を怠ったことにより、発注者に損害を与えた。 ○労働基準法(昭和22年法律第49号)等に違反する使用人等の管理に関する事実が判明し、送検等された。

別表 1

	(2)現場代理人の運営・取締り	○現場代理人の職務の執行に関して、創意工夫又は提案が多く、工事現場の運営、取締りが万全である。	○aに至らないがaに近い場合 ・現場代理人の熱意 ・監督員の指導に報告、連絡が的確 ・下請の管理が適切	○他の事項に該当しない場合	○現場代理人の職務の執行につき著しく不相当であり、工事請負契約約款第12条に基づく処理請求を行った。 ○現場代理人が工事現場に常駐してないため、文書により改善指示を行った。	○工事請負契約約款第12条に基づく処理請求に従わない。 ○現場代理人が工事現場に常駐していないため、文書により改善指示を行ったがこれに従わない。
	(3)主任(監理)技術者の技術力	○施工又は管理に関して、技術的判断が優れており、創意工夫をもって現場の進捗に努めた。	○aに至らないがaに近い場合 ・現場状況を把握し的確な指導の実施	○他の事項に該当しない場合	○主任(監理)技術者等が工事の施工又は管理につき著しく不相当と認め、工事請負契約約款第12条に基づく処理請求を行った。 ○建設業法で義務付けられる主任(監理)技術者等が専任していないため、文書により改善指示を行った。	○工事請負契約約款第12条に基づく処理請求に従わない。 ○主任(監理)技術者等の専任について文書により改善指示を行ったがこれに従わない。
2 施工状況	(1)施工状況一般	○適切かつ効率的な施工又は管理に関する独自の工夫がみられ、良質な施工への反映が顕著であった。 ○日常の品質管理及び出来形管理が非常に優れており、品質証明体制も確立されて十分に機能している。 ○見本又は工事記録写真等の整備が万全であり、かつ、これが社内品質管理に十分にいかされている。	○aに至らないがaに近い場合 ・現場内外の整理状況 ・休息所の環境改善 ・建設廃棄物、副産物等の適正処理	○他の事項に該当しない場合	○設計図書不都合につき改造請求を行った。 ○工事材料の検査義務、監督職員の立会確認、工事記録の整備等を怠り、破壊検査を行った。 ○見本又は工事記録写真等の記録整備に不備があり、監督職員から文書により指示を行った。 ○工事の施工に当たり設計図書の照査が不十分であったために、工事現場の施工条件に不適切な施工を行った。	○契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした。 ○監督又は検査の実施に当たり職務の執行を妨げた。 ○正当な理由がなく、契約を履行しなかった。 ○正当な理由がなく、工事請負契約約款第17条に基づく改善請求又は破壊検査に従わない。

別表 1

	○現場でのイメージアップに積極的に取り組み、かつ、その対応に独自の工夫が見られ他の模範となる。			○工事の施工又は管理に主体性がなかった。 ○その他契約図書に基づく施工上の義務につき、監督職員から文書により指示を行った。	○施工上の理由により、工事請負契約約款第46条第1項に基づく契約の解除を行った。
(2) 工程管理	○適切な施工管理のもと契約工期内に余裕をもって工事を完成させ、各種制約に係る工程の短縮及び地元調整の履行等円滑工事進捗に努めた。 ○条件変更又は地元調整などにより、工期延長をすべき理由があったにもかかわらず、契約工期内に工事を完成させた。	○aに至らないがaに近い場合	○他の事項に該当しない場合	○請負者の責めにより工期を延長し遅延日数に応じた損害金の支払が生じた。 ○自主的な工程管理がなされず、監督職員から文書により改善指示を行った。	○工期的理由により、工事請負契約約款第46条第1項に基づく契約の解除を行った。
(3) 安全対策	○安全管理処置に関して、効果的な社内パトロールを実施するなど、事故の未然防止に対する取組が非常に優れており、かつ、十分に機能していた。 ○臨機の処置が適切であり、災害等による損害を未然に防止した。	○aに至らないがaに近い場合 ・安全施設、標識等の設置状況 ・危険箇所での見張り、誘導員等設置 ・重機の適正使用 ・安全教育の実施	○他の事項に該当しない場合	○指名停止に至らない軽微な公衆損害事故又は工事関係者事故を生じさせたため、契約担当者から書面で警告又は注意の喚起があった。 ○安全に関する現場管理又は防災体制が不適切であり、監督職員から文書により指示を行った。 ○臨機の処置が不適切又は監督職員の指示に従わないため、災害等による損害を受けた。 ○過積載による違法運行があった。	○過積載等の道路交通法違反の事実が判明し、逮捕又は送検された。 ○安全管理の処置が不適切であったために死亡若しくは負傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆災害事故を起こした。

別表 1

	(4) 対外関係	<p>○対外調整に関して、自ら積極的かつ的確に対応し、良好な解決に役立った。</p> <p>○適切な周辺環境対策の実施により、終始円滑な工事の進捗が図られた。</p> <p>○自ら積極的に関連工事の調整に協力し、関連工事の円滑な施工の進捗に寄与した。</p>	<p>○aに至らないがaに近い場合</p> <p>・トラブル、苦情等の処理状況</p> <p>・近接工事等の調整</p> <p>・事業損失、環境対策等の処理状況</p>	○他の事項に該当しない場合	<p>○周辺環境対策への努力(配慮)が極めて悪く、第三者からの苦情が多発した。</p> <p>○関係法令に違反するおそれがあるため、監督職員から文書により指示を行った。</p> <p>○関連工事の調整に非協力的であり、監督職員から文書により指示を行った。</p>	<p>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に違反する不法投棄、砂利採取法(昭和43年法律第74号)に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明し、逮捕又は送検された。</p> <p>○関連工事の調整に関して、発注者の調整に従わないため、発注者に損害を与えた。</p>
3 出来形及び品質	(1) 出来形	○出来形が規格値を満足しており、ばらつきが少ない。また、出来形管理に対して独自の工夫があり他の模範となる。	○aに至らないがaに近い場合	○他の事項に該当しない場合	○共通仕様書等に基づき、検査職員による補修指示を行った。	○契約期間中に、事故等により瑕疵が判明した。
	(2) 品質	○品質が規格値を満足しており、ばらつきが少ない。また、品質管理に対して独自の工夫があり他の模範となる。				

別表1

「出来ばえ」の評価項目表

考查項目	工 種	a	b	c	d
出来ばえ	管布設工事	○土工関係の仕上げが特に良く、構造物等に細心の注意が払われ、きめ細かな施工がなされ、路面復旧の平坦性等も良く、全体的な美観が特に良い。	○aに至らないがaに近い場合	○他の事項に該当しない場合	○土工関係の仕上がりが悪く、構造物とのすりつけ等が悪く、路面復旧の平坦性等も悪く、全体的な美観が特に悪い。
	道路改良工事	○土工関係の仕上げが特に良く、コンクリート構造物で、きめ細やかな施工がうかがえ、構造物の通りが良く、切土、盛土構造物の端部処理が的確に出来ており、全体的な美観が特に良い。	○aに至らないがaに近い場合	○他の事項に該当しない場合	○土工関係の仕上げが悪く、コンクリート構築物の肌、通り、施工継目等の見栄えも悪く、全体的な美観が特に悪い。
	コンクリート構造物工事(PC、トンネル工事含む)	○コンクリート構造物の肌が特に良く通り、天端仕上げ、端部仕上げ等がきめ細かく施工され全体的な美観が特に良い。	○aに至らないがaに近い場合	○他の事項に該当しない場合	○コンクリート構造物の肌が悪く、通り、天端仕上げ、端部仕上げ等も悪く、クラックが多く、漏水がある等、全体的な美観が特に悪い。
	法面工事	○コンクリート構造物で、きめ細やかな施工がうかがえ、構造物の通りが良く、構造物の端部処理が的確に出来ており、植生も均一で全体的な美観が特に良い。	○aに至らないがaに近い場合	○他の事項に該当しない場合	○コンクリート構造物の肌、通り、施工継目等の見栄えが悪く、植生の状態も悪く、全体的な美観が特に悪い。
	舗装工事	○雨水処理や構築物へのすりつけ等がきめ細かく施工され、構造物の通りが良く、舗装の平坦性も良く、全体的な美観が特に良い。	○aに至らないがaに近い場合	○他の事項に該当しない場合	○雨水処理や構築物へのすりつけ等が悪く、構造物の通り、端部処理に難があり、舗装の均一性、平坦性が悪く、全体的な美観が特に悪い。
	植栽工事	○樹勢、樹姿が特に良く、細やかな施工がうかがえ、全体的な美観が特に良い。	○aに至らないがaに近い場合	○他の事項に該当しない場合	○樹勢、樹姿が悪く、全体的な美観が特に悪い。

別表 1

維持修繕工事	○小構築物等に細心の注意が払われ、きめ細かな施工がなされ、既設構造物とのすりつけが良く、全体的な美観が特に良い。	○aに至らないが aに近い場合	○他の事項に該当しない場合	○小構築物の出来栄が悪く、既設構築物とのすりつけも悪く、全体的な美観が特に悪い。
機械設備工事	○主設備、関連機器設備、制御設備のバランスがとれたシステムで総合的な運転機能が良く、溶接、塗装、組立に均一性があり、公共物としての安全、環境、維持管理への配慮が特に良い。	○aに至らないが aに近い場合	○他の事項に該当しない場合	○システムのバランス、運転性能が悪く、製作上の補修痕跡が多く、溶接、塗装、組立に均一性がなく、公共物としての安全、環境、維持管理への配慮が特に悪い。
電気設備工事	○構築物等に細心の注意が払われ、きめ細かな施工がうかがえ、品質、性能及び構築物とのすりつけが良く公共物としての安全、環境、維持管理及び全体的な美観が特に良い。	○aに至らないが aに近い場合	○他の事項に該当しない場合	○構築物等へのすりつけ等が悪く、品質、性能にむらがあり、全体的な機能が十分発揮しておらず、見栄えも悪く、全体的な美観が特に悪い。
通信設備工事 受電設備工事	○主設備、関連機器設備等のバランスのとれたシステムで、総合的にきめ細かく施工がなされ、施工過程で創意工夫がうかがえ、品質、性能及び構築物とのすりつけが良く、公共物としての安全、環境、維持管理への配慮が特に良い。	○aに至らないが aに近い場合	○他の事項に該当しない場合	○システムのバランス、品質、性能及び構造物とのすりつけが悪く、公共物としての安全、環境、維持管理への配慮が特に悪い。

※1 この表にない工種については、当該工事の特性により適性な評価項目を追加して評価することができる。

2 複数工事に及ぶ場合は、原則として主たる工種で評価するものとする。

3 □は、標準的な考査内容を示したものである。

別表1

工事施工環境・施工条件による割増

項 目		具 体 的 な 工 事 の 事 例
○近接工事	○影響の大きな施設、構造物に接近して施工する工事	○近接工事に伴う対策を行った工事
○大規模若しくは頻繁な現道の切回し、交通規制、占用物件の移設を伴う工事	○大規模な現道の切回し、交通規制、占用物件の移設を伴う工事	○交通に重大な影響を及ぼす(人家連担地区、商業活動が非常に多い地区等)又は物件の移設が工事進捗に多大な影響を与えた工事。
○環境対策	○大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下、土壌汚染、悪臭等への対策が特に要請される工事	○環境対策が必要で、他機関、地元等との協議が必要となった工事
○施工条件	○地形、施工規模、地質条件、工法その他施工上の技術的条件が特殊な工事	<ul style="list-style-type: none"> ○急峻な地形又は地滑り地形での施工困難な工事 ○施工例の少ない特殊な工事 ○新工法、パイロット事業の工事 ○主体工事に高度な技術を要する新技術、新工法を採用した工事 ○軟弱地盤上での緩速施工等の対策が必要な工事 ○狭隘な施工ヤードでの施工 ○圧気内労働や高所等の労働環境が厳しい工事 ○競合工事で制約があった工事 ○河川上での工事 ○工事進捗に制約を受ける交通規制等沿道条件が厳しい工事 ○交通量が多い夜間工事 ○自専道上での工事 ○鉄道又は主要幹線道路の直上にて行う工事

※1 工事完成後監督員が該当する項目に○を付す。

2 該当する項目があれば、監督員の評定点に加点する。

3 各項目は+2、5点とする。(全項目に該当すれば、10点加点する。)

別表 2

工事成績総合評価標準

ランク	評定点の標準値	総合評価の標準	
A	80点以上	他の模範となる優秀な工事	
B	75 ～ 79	標準的工事 Aランクではないが、標準的工事のなかで良好なもの	
C	65 ～ 74		標準的な工事
D	60 ～ 64		Eランクではないが今後改善すべき事項がある工事
E	59点以下	今後指名等に影響を及ぼすおそれのある工事	
F	—		

ランクA 80点以上 ランクB 75～79 ランクC 65～74 ランクD 60～64 ランクE 59点以下